

# 育英大学学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 育英大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを目的とする。

2 本学教育学科は、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的とする。

3 本学を群馬県高崎市京目町1656番地1に置く。

### (自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

### (教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施する。

## 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

### (学部、学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学部、学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	児童教育専攻	50人	200人
		スポーツ教育専攻	130人	520人
		英語教育専攻	20人	80人
		計	200人	800人

### (修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、学則第32条から第34条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

### (入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第6条 本学の学生以外の者が、第44条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第17条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、学長が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、

前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 群馬県民の日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業期間)

第10条 1年間の授業期間は、試験行事等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### 第4章 教育課程及び単位

(授業方法、開設授業科目及び単位数等)

第11条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 開設する授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分し、別表第1の定めるところによる。

3 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、本学の施設以外の場所で行うことができる。

### 第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第12条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほか育英大学履修規則(以下「履修規則」という。)の定めるところによる。

(科目の登録)

第13条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

3 第1項において登録できる単位数は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できる範囲とする。

(単位修得の認定)

第14条 授業科目を履修した者には、認定の上、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位の修得の認定は、試験、レポート、その他の方法により行うものとし、その方法については、各授業科目の担当者が行う。

(他専攻における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の専攻において開設する授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項に規定する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、履修規則の定めるところによる。

(他の大学等における修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(以下「大学以外の教育施設の学修」という。)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定による単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学、他大学等及び大学以外の教育施設の学修において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる履修)

第18条 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による修業年限及び履修方法については、履修規則の定めるところによる。

(試験の時期)

第19条 試験の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(試験の受験資格)

第20条 当該授業科目の履修について、当該学期に登録をしていない者又は出席状況が良好でない者は、試験を受けることはできない。

(追試験及び再試験)

第21条 病気等やむを得ない事情により試験を受験できなかったと教授会が認めた者は、追試験を受けることができる。

2 定期試験に不合格の科目について、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、当該学生は再試験を受けることができる。

(認定)

第22条 第14条第2項に規定する試験等の成績の評価は、S(90点～100点)、A(80点～89点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、D(59点以下)の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技を2以上組み合わせ行う場合は、その組み合わせに応じ、15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究法及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、本学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第11条第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第25条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類並びに取得方法は、履修規則の定めるところによる。

(卒業の認定)

第26条 本学に4年以上在学し、第24条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の認定は、学年末に行う。ただし、必要に応じて前期末に行うことができる。

(学位授与)

第27条 学長は、前条の規定に基づき卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

教育学部教育学科 学士（教育学）

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

## 第6章 入学、編入学、再入学、転入学、退学、転学及び休学等

（入学時期）

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることがある。

（入学資格）

第29条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6）文部科学大臣の指定した者
- （7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （8）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第30条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考及び入学手続き）

第31条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 選考の結果、合格通知をうけた者は、指定の期間内に入学金を納入するとともに、本学の指定する書類を提出しなければならない。

（編入学）

第32条 本学に編入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 本学に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）大学を卒業した者
- （2）法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- （3）短期大学を卒業した者
- （4）高等専門学校を卒業した者
- （5）専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定め

る基準を満たすものに限る。)を修了した者(法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(6) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(7) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(再入学)

第33条 第37条又は第43条の規定に基づき、本学を退学し、又は除籍となった者が、退学又は除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

(転入学)

第34条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当する学年に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、願書に現に在籍する大学の学長の転学承認書及び単位取得証明書を添えて出願しなければならない。

(入学許可)

第35条 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第36条 入学を許可された者は、学費を負担する者を保証人とし、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について、責任を負うものとする。

3 学生は、保証人が変更になったとき、又は転居したときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その事由を詳細に記し、学長に願い出て許可を得なければならない。

(転学)

第38条 他の大学等への転学を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(転専攻)

第39条 転専攻を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3か月以上修学することが困難な者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別な事由があるときは学長の許可を得て、引続き休学することができる。

2 休学の期間は、通算して修業年限を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在学期間を超えたとき。
- (2) 死亡又は長期にわたり行方不明のとき。
- (3) 第41条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができないとき。
- (4) 成業の見込みがないと認められたとき。
- (5) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しないとき。

## 第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者で、本学において一つ又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第45条 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を希望できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他大学等(外国の大学を含む。)の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、一つ又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第49条 公共機関又はこれに準ずる団体から、所定の入学資格を有しない外国人に対して授業科目の履修を委託されたときは、授業に支障がない場合に限り、研修生として入学を許可することができる。

2 研修生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第8章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料、入学金及び授業料)

第50条 入学検定料、入学金及び授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

(その他の費用)

第51条 授業料のほか、教育実習、保育実習及びその他教育に必要な費用は、別途、徴収することができる。

(授業料等の納入金の不還付)

第52条 既納の授業料等の納入金は、特別の事情を除いては、還付しない。

## 第9章 職員組織

(職員)

第53条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第54条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (2) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 事務職員は、学長の命により大学の事務を処理する。

## 第10章 教授会

(教授会)

第55条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

## 第11章 特別の課程及び公開講座

(特別の課程)

第56条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第57条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 図書館

(図書館)

第58条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

### 第13章 教育研究所

(教育研究所)

第58条の2 本学に教育研究所を置く。

2 教育研究所は、学校教育及び保育に関する学際的・総合的研究を行い、その成果を普及し、地域社会に貢献することを目的とする。

3 教育研究所に関する必要な事項は、別に定める。

### 第14章 厚生施設

(厚生施設)

第59条 本学に、厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

### 第15章 賞 罰

(表 彰)

第60条 学生が学業、文化・スポーツ及びその他の活動において優れた成績をあげ、他の模範となる場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第61条 学長は、学則その他の規律に違反し、又は本学の学生としての本分に反する行為をした者には、教授会の議を経て、懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓戒、停学又は退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(3) その他、学内の秩序を乱し、本学の体面を傷つけ、学生としての本分に著しく反した者

### 第16章 雑 則

(学則の改廃)

第62条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成29年9月11日(理事会決定)に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月11日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年2月22日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年9月24日(理事会決定)に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年9月4日(理事会決定)に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年9月17日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年12月3日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条第1項の規定は、令和4年度の編入学者から適用する。
- 3 改正後の別表第1の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年3月23日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 現に在学する学生の保証人にあつては、「学費を負担する者」とみなす。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月24日(理事会決定)に改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月24日(理事会決定)に改正し、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの間は、次のとおりとする。

学 部 学 科	専 攻	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		収容定員	収容定員	収容定員
教育学部 教育学科	児童教育専攻	200人	200人	200人
	スポーツ教育専攻	250人	300人	350人
	計	450人	500人	550人

附 則

- 1 この学則は、令和6年9月11日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年11月29日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学

者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年2月21日(理事会決定)に改正し、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までの間は、次のとおりとする。

学 部 学 科	専 攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		収容定員	収容定員	収容定員
教育学部 教育学科	児童教育専攻	200人	200人	200人
	スポーツ教育専攻	380人	460人	490人
	英語教育専攻	20人	40人	60人
	計	600人	700人	750人

- 3 改正後の別表第1の規定は、令和8年度の入学者から適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、専門教育科目の備考欄については、施行の際、現に在学する学生から適用する。

別表第1 (第11条関係)

## 授 業 科 目

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実験・実習	
基礎教育科目	情報処理法	1前	1			○		【基礎教育科目】 「思考力の養成」から必修5科目5単位、 「表現力の養成」から必修を含めて5単位以上、 「人間力の養成」から必修4科目4単位、 「社会力の養成」から必修6科目6単位、 「人間の理解」から2単位以上、 「社会の理解」から2単位以上、 合わせて28単位以上を修得すること。
	情報活用法	1後	1			○		
	統計分析法	1後	1			○		
	問題解決法	3前	1			○		
	創造思考法	3後	1			○		
	英語Ⅰ(基礎)	1前	1			○		
	英語Ⅱ(応用)	1後	1			○		
	英語Ⅲ(実践)	2前		1		○		
	日本語Ⅰ(読解、分析)	1前	1			○		
	日本語Ⅱ(作文、論文)	1前	1			○		
	日本語Ⅲ(発表、討論)	1後	1			○		
	自己管理と社会規範	1前	1			○		
	チームワークとリーダーシップ	2前	1			○		
	地域活動と社会貢献	1前	1			○		
	他者理解と信頼関係	1後	1			○		
	基礎ゼミⅠ	1前	1			○		
	基礎ゼミⅡ	1後	1			○		
	総合ゼミⅠ	2前	1			○		
	総合ゼミⅡ	2後	1			○		
	キャリアプランニングⅠ	3前	1			○		
キャリアプランニングⅡ	3後	1			○			
人間の理解	心理と行動	1前		2	○			
	健康と運動	1前		2		○		
	歴史と文化	2後		2	○			
	生命と倫理	4後		2	○			
社会の理解	社会と憲法	1前		2	○			
	政治と行政	2前		2	○			
	経済と政策	2前		2	○			
	自然と環境	4後		2	○			
基礎計	29科目		20	17	7	22	0	

基 幹 科 目	人間形成論	1前	2		○			【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、 「研究科目」から必修4科目6単位、 合わせて「専門教育科目」から96単位以上を修得すること。
	心理学概論	1前	2		○			
	対人関係論	1後	2		○			
	道徳教育論	1後	2		○			
	教育学概論（幼・小）	1前		2	○			
	教育学概論（中・高）	1前		2	○			
	教育心理学	1後		2	○			
	特別支援教育論	1後		2	○			
	教育行政学（幼・小・中・高）	1後		2	○			
	教職概論（幼・小）	1後		2	○			
	教職概論（中・高）	1後		2	○			
	国語	2前		2	○			
	社会	2後		2	○			
	算数	2前		2	○			
	理科	2後		2	○			
	音楽	2前		2		○		
	図画工作	2前		2		○		
	体育	2前		2		○		
	小学校英語	2前		2	○			
初等教科教育法（国語）	3前		2	○				
初等教科教育法（社会）	3後		2	○				
初等教科教育法（算数）	3前		2	○				
初等教科教育法（理科）	3後		2	○				
初等教科教育法（生活）	3前		2	○				
初等教科教育法（音楽）	3前		2	○				
初等教科教育法（図画工作）	3前		2	○				
初等教科教育法（家庭）	3後		2	○				
初等中等教科教育法（体育・保健体育）	3前		2	○				
初等教科教育法（外国語）	3後		2	○				
教育課程論（幼・小）	2前		2	○				
道徳の指導法（小・中）	2後		2	○				
総合的な学習（探究）の時間の指導法（小・中・高）	3前		2	○				
特別活動の指導法（小・中・高）	3後		2	○				
教育方法論（幼）	2後		2	○				
教育方法論（ICT活用を含む）	2後		2	○				
生徒・進路指導の理論と方法（小・中・高）	3前		2	○				
教育相談の理論と方法（幼・小・中・高）	3後		2		○			
保育内容総論	2前		1		○			
幼児と健康	2前		1		○			
幼児と人間関係	2前		1		○			
幼児と環境	2前		1		○			
幼児と言葉	2前		1		○			
幼児と表現A	2前		1		○			
幼児と表現B	2前		1		○			
保育内容（健康）の指導法	2後		2		○			
保育内容（人間関係）の指導法	2後		2		○			
保育内容（環境）の指導法	3前		2		○			
保育内容（言葉）の指導法	3前		2		○			
保育内容（表現A）の指導法	3前		2		○			

専 門 教 育 科 目	展 開 科 目	保育内容（表現B）の指導法	3前	2		○	
		幼児理解の理論と方法	2後	2	○		
		保育原理	1後	2	○		
		子ども家庭支援の心理学	2後	2	○		
		子ども家庭福祉	2後	2	○		
		社会福祉	2後	2	○		
		子ども家庭支援論	3前	2	○		
		子育て支援	3前	1		○	
		社会的養護 I	2後	2	○		
		子どもの保健	3前	2	○		
		子どもの健康と安全	3後	1		○	
		子どもの食と栄養	3後	2		○	
		乳児保育 I	3前	2	○		
		乳児保育 II	3後	1		○	
		社会的養護 II	3後	1		○	
		体育実技 I	1後	1			○
		体育実技 II	2前	1			○
		体育実技 III	2前	1			○
		体育実技 IV	2後	1			○
		体育実技 V	2後	1			○
		体育実技 VI	1後	1			○
		体育実技 VII	2後	1			○
		体育原理	1後	2	○		
		運動学・運動方法学	2後	2	○		
		体育心理学	2前	2	○		
		体育経営管理学	2後	2	○		
		体育社会学	2前	2	○		
		生理学・運動生理学	2前	2	○		
		衛生学・公衆衛生学	3前	2	○		
		学校保健（小児保健・精神保健・ 学校安全及び救急処置を含む）	3前	2	○		
		中等教科教育法 I（体育）	3前	2	○		
		中等教科教育法 II（体育）	3後	2	○		
		中等教科教育法 III（保健）	3前	2	○		
		中等教科教育法 IV（保健）	3後	2	○		
		英語学概論 I	1前	2	○		
		英語学概論 II	1後	2	○		
		第二言語習得論	2前	2	○		
		英語学演習 I	3前	1		○	
		英語学演習 II	3後	1		○	
		英語文学概論 I	2前	2	○		
		英語文学概論 II	2後	2	○		
		英語文学演習 I	3前	1		○	
英語文学演習 II	3後	1		○			
Reading & Vocabulary I	1前	1		○			
Reading & Vocabulary II	1後	1		○			
Listening & Speaking I	2前	1		○			
Listening & Speaking II	2後	1		○			
Writing I	3前	1		○			
Writing II	3後	1		○			
Skills-Integrated English Communication I	3前	1		○			

	Skills-Integrated English Communication II	3後		1		○	
	異文化理解	2後		2	○		
	中等教科教育法Ⅰ（英語）	2前		2	○		
	中等教科教育法Ⅱ（英語）	2後		2	○		
	中等教科教育法Ⅲ（英語）	3前		2	○		
	中等教科教育法Ⅳ（英語）	3後		2	○		
	教育課程論（中・高）	2前		2	○		
	体力測定・評価法	2後		2	○		
	運動部活動の指導法	3後		2	○		
	コーチング論	2前		2	○		
	トレーニング論	3前		2	○		
	健康管理論	2前		2	○		
	バイオメカニクス	2後		2	○		
発 展 科 目	発達心理学	2後		2	○		
	学校心理学	3後		2	○		
	カウンセリング論	3前		2	○		
	学校・学級経営	3前		2	○		
	チーム学校論	4後		2	○		
	音楽表現演習Ⅰ	1前		1		○	
	音楽表現演習Ⅱ	2前		1		○	
	造形表現演習Ⅰ	1後		1		○	
	造形表現演習Ⅱ	2後		1		○	
	授業実践演習	3後		1		○	
関 連 科 目	心理療法概論	3前		2	○		
	発育・発達論	2前		2	○		
	医学・スポーツ医学	2前		2	○		
	栄養学・スポーツ栄養学	3後		2	○		
	健康づくりの理論と方法	2後		2	○		
	スポーツ指導法	2後		2	○		
	運動プログラム管理	3後		2	○		
	生活習慣病と身体運動	3後		2		○	
	健康運動特講Ⅰ	3前		2		○	
	生涯スポーツⅠ	1前		1			○
	生涯スポーツⅡ	1後		1			○
	生涯スポーツⅢ	2前		1			○
	English and Global Teaching	1後		1		○	
	英語コミュニケーションⅠ	1後		2		○	
	英語コミュニケーションⅡ	1後		2		○	
	英語コミュニケーションⅢ	1後		2		○	
英語コミュニケーションⅣ	1後		1		○		
インターンシップⅠ	2前		1		○		
インターンシップⅡ	3前		1		○		
実	初等学校体験活動A	1前		1			○
	初等中等学校体験活動A	1前		1			○
	初等学校体験活動B	3後		1			○
	初等中等学校体験活動B	3後		1			○
	介護等体験活動	2前		1			○
	健康体験実習	1前		1			○
	初等教育実習事前事後指導	4前		1		○	
	初等教育実習	4前		2			○
	初等中等教育実習（小・中）	4前		2			○

習 科 目	保育実習指導Ⅰ（保育所）	3後	1			○	
	保育実習指導Ⅰ（施設）	3後	1			○	
	保育実習Ⅰ（保育所）	3後	2				○
	保育実習Ⅰ（施設）	3後	2				○
	保育実習指導Ⅱ	4前	1			○	
	保育実習Ⅱ	4前	2				○
	保育実習指導Ⅲ	4前	1			○	
	保育実習Ⅲ	4前	2				○
	中等教育実習事前事後指導	4前	1			○	
	中等教育実習（中・高）	4前	2				○
	保育・教職実践演習（幼）	4後	2			○	
	教職実践演習（小）	4後	2			○	
	教職実践演習（中・高）	4後	2			○	
	健康実践演習	4前	1			○	
	科 研 目 究	教育学研究法Ⅰ	3前	1			○
教育学研究法Ⅱ		3後	1			○	
卒業研究Ⅰ		4前	2			○	
卒業研究Ⅱ		4後	2			○	
専門計	168科目		14	265	83	62	23
合計	合計197科目		34	282	90	84	23

## 育英大学履修規則

(趣 旨)

第1条 育英大学(以下「本学」という。)における履修に関する事項は、育英大学学則(以下「学則」という。)に定めるほか、この規則の定めるところによる。

(学部、学科、専攻及びコース)

第2条 本学に置く学部、学科、専攻及びコースは、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	コ ー ス	備 考
教育学部	教育学科	児童教育専攻	幼児教育コース 学校教育コース	入学後、いずれか 1つを選択する
		スポーツ教育専攻		
		英語教育専攻		

(授業科目及び単位数)

第3条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(授業科目等の公示)

第4条 各学期に開設する授業科目、単位、授業内容、授業時間割及び教員等については、学年の初めに公示する。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、毎学期に履修すべき授業科目を所定の期間内に、「履修システム」又は「履修届カード」により登録しなければならない。

- 2 登録しようとする授業科目と同じ時間に重複する他の授業科目を登録することはできない。
- 3 すでに単位を修得した授業科目については、登録することはできない。
- 4 指定する授業科目については、登録を制限することがある。
- 5 学生は、登録した授業科目について、所定の変更期間内に取消し、変更又は追加することができる。
- 6 学生は、所定の期間を超えて、登録又は登録の取消し、変更若しくは追加をすることはできない。ただし、病気等やむを得ない理由がある場合に限り、認めることがある。

(履修科目の登録の上限)

第6条 各学期において登録できる授業科目の単位数の上限は、26単位とし、1年間では44単位とする。

- 2 前項の単位には、集中授業の単位は含めない。
- 3 GPAによる成績優秀者は、第1項の規定にかかわらず、履修登録単位数の上限を超えて、所定の単位数まで授業科目の登録をすることができる。

(履修登録の取消し)

第7条 登録した授業科目について、他の学生の迷惑になる行為があったとき、又は本学の諸規則に違反して登録したことが判明したときは、当該授業科目の履修を取り消すことがある。

2 登録手続きに不備又は誤りあった授業科目については、履修できないことがある。

(履修方法)

第8条 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

2 授業科目の履修は、原則として開設年次に応じて行う。

3 受講者が5人未満の授業科目は、原則として開講しない。

4 学生は、登録した授業科目の単位を修得できなかったときは、所定の期間内に「履修システム」又は「履修届カード」により登録し、再履修することができる。

(他専攻における授業科目の履修)

第9条 他専攻で開講されている授業科目の履修を希望する者は、履修しようとする授業科目の担当教員の承諾を得て、履修登録の期間内に願出を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、その学生の卒業に必要な単位とすることができる。

(長期履修)

第10条 学則第18条の規定により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修(以下「長期履修」という。)を希望する者は、所定の期日までに申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の長期履修を延長、短縮又は取り止めをしようとするときも同様とする。

3 長期履修を許可された者の修業年限は、在学期間の範囲内とする。

(授業の欠席)

第11条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合で、授業を欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その理由を証明する書類を「欠席届」に添付して教務委員長に提出する。

(1) 感染症によるとき。

(2) 3親等内の親族が死亡したとき。

(3) 災害及び交通機関の遅延のとき。

(4) 教育実習・保育実習・介護等体験(当該実習校等で行う実習の事前研修等を含む。

以下同じ。)、インターンシップ(正課のものに限る。以下同じ。)及び海外留学のとき。

(5) 就職試験のとき。

(6) その他やむを得ない理由があるとき。

- 2 前項各号の理由により欠席し、「欠席届」を提出して認められたときは、欠席した回数を出席回数とみなす。
- 3 第1項以外の理由により欠席しようとするとき、又は欠席したときは、その理由を当該授業の担当教員に申し出る。その場合、欠席の取扱いは当該授業の担当教員が判断する。

(遅刻又は早退の取扱い)

- 第12条 20分を超える遅刻又は早退は、欠席とみなし、20分以下の遅刻又は早退は、2回をもって1回の欠席とみなす。
- 2 遅刻又は早退に、交通機関の遅延等正当な理由があると当該授業の担当教員が判断したときは、遅刻又は早退の取扱いをしないことがある。

(定期試験)

- 第13条 定期試験は、前期及び後期の学期末にそれぞれ行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。
- 2 定期試験は、筆記試験、レポート、論文及び作品の制作により行う。
  - 3 定期試験の日時は、開始日の1週間前までに公示する。

(受験の制限)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該科目の定期試験を受けることができない。
- (1) 当該学期に履修登録をしていない科目であるとき。
  - (2) 受験しようとする授業科目の出席回数が総授業回数の3分の2に満たないとき。
  - (3) 入室が試験開始から20分を経過したとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、定期試験を受けることができない。
    - (1) 当該学期の授業料等が納付されていないとき。
    - (2) 当該学期に停学又は休学しているとき。

(試験時間)

- 第15条 定期試験及び追試験の試験時間は、原則として60分とする。
- 2 試験科目によっては、前項の時間を変更して行うことがある。

(追試験)

- 第16条 定期試験の受験資格を有する者が、次の各号に掲げる事由により定期試験を受けられず、追試験を希望するときは、所定の期日までにその理由を証明する書類を「追試験願」に添付して教務委員長に提出し、その許可を受けなければならない。
- (1) 病気又は負傷によるとき。
  - (2) 3親等内の親族が死亡したとき。
  - (3) 災害及び交通機関の遅延のとき。
  - (4) 教育実習・保育実習・介護等体験、インターンシップ及び海外留学のとき。

- (5) 就職試験のとき。
  - (6) その他やむを得ない理由があるとき。
- 2 追試験の日時等は、その都度定める。

(再試験)

- 第17条 定期試験又は追試験で不合格となった授業科目について再試験を希望する者は、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、所定の期日までに「再試験受験願」を教務委員長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 再試験の実施日時等は、その都度定める。

(試験における不正行為)

- 第18条 試験において、不正行為があったとき、又は試験監督者の指示に従わなかったときは、当該学生に退室を命じ、当該学期又は当該年度の履修科目の全部若しくは一部の単位を取り消し、又は与えないとともに、処分を行うことがある。

(成績の評価)

- 第19条 成績の評価は、試験、レポート、平素の成績及びその他の方法を総合的に勘案して、次の基準で評価し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。
- (1) S (90～100点) 極めて優秀な成績で修めている。
  - (2) A (80～89点) 優れた成績で修めている。
  - (3) B (70～79点) 標準的な成績で修めている。
  - (4) C (60～69点) 最低限度の成績で修めている。
  - (5) D (59点以下) 最低限度の成績を修めていない。
- 2 成績の評価方法は、あらかじめシラバスに明示する。
- 3 他大学等において修得した単位及び資格取得等により単位認定された成績の評価は、「P」とする。
- 4 受験の制限等により試験等を受けられなかったとき若しくは受けなかったとき又は不正行為により単位が認められなかったときは、成績評価は「F」とし、不合格とする。

(GPAの活用)

- 第20条 前条第1項の評価に対して評価点(グレード・ポイント。)を付与し、履修科目の成績評価平均値(グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。)を算定して、学生の学修への意欲の増進や履修指導の促進を行う。
- 2 GPAに関する必要な事項は、別に定める。

(学修支援及び退学勧告)

- 第21条 前条のGPAが一定の値に達しない学生に対しては、必要な学修支援を行う。
- 2 学長は、前項の学修支援を行ったにも関わらず、成業の見込みがないときは、本人及び保護者である保証人に対して退学勧告をすることがある。

(成績の確認及び通知)

第 22 条 学生は、成績の結果について、所定の期間内に「履修システム」で確認の上、その評価に対して疑義があるときは、所定の期日までに「成績評価に関する質問書」を学長に提出して再評価を受けることができる。

2 確定した成績については、保証人に通知する。

(単位の取消し等)

第 23 条 一度認定した単位及び評価は、第 18 条に定める場合を除き、取り消すことができない。

2 授業料等が未納のときは、単位を認定しないことがある。

(進級の要件)

第 24 条 第 2 年次までに、基礎教育科目を 10 単位以上、専門教育科目を 25 単位以上、合わせて 40 単位以上の単位を修得していない者は、第 3 年次に進級することができない。

2 第 3 年次までに、基礎教育科目を 20 単位以上、専門教育科目を 50 単位以上、合わせて 85 単位以上の単位を修得していない者は、第 4 年次に進級することができない。

(卒業の要件)

第 25 条 本学を卒業するためには、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。

(転専攻及び転コース)

第 26 条 転専攻又は転コースを希望する者は、指導教員の承諾を得て、申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 転専攻又は転コースの時期は、学期の初めとする。

(免許状及び資格の取得)

第 27 条 本学において取得することができる教員の免許状及び資格の種類は、次のとおりとし、それぞれの免許状及び資格の取得に必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。

専 攻	取得できる免許状及び資格
児童教育専攻	幼稚園教諭 1 種免許状 小学校教諭 1 種免許状 保育士
スポーツ教育専攻	中学校教諭 1 種免許状 (保健体育) 高等学校教諭 1 種免許状 (保健体育)
英語教育専攻	中学校教諭 1 種免許状 (英語) 高等学校教諭 1 種免許状 (英語)

(教育実習、学校体験活動及び保育実習)

第 28 条 教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、本学の協力学校園において教育実習、学校体験活動及び保育実習を行わなければならない。

- 2 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、本学が指定する施設において介護等の体験を 7 日間行い、終了後、その証明書を提出しなければならない。

(規則の改廃)

第 29 条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成 30 年 2 月 22 日に制定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 9 月 11 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 31 年度の入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 2 月 22 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 31 年度の入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 2 年 2 月 27 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 12 月 15 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 4 年度の入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 24 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 22 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 5 年度の入学者から適用し、令和 4 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月24日に改正し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月26日に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月26日に改正し、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和8年度の入学者から適用し、令和7年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、専門教育科目の備考欄については、施行の際、現に在学する学生から適用する。

附 則

この規則は、令和8年1月28日に改正し、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第25条関係)

## 【教育学部共通】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	1単位 当たり の授業 時間数	授業 形態	必 修	選 択	備 考	
基礎 教育 科目	思考 養 成 力 の	情報処理法	1前	30	演習	1	5科目 5単位	左記区分を合わせて 28単位以上を修 得すること。  教員の免許状及び 保育士の資格を取 得しようとする者 は「健康と運動」 及び「社会と憲 法」を含めるこ と。
		情報活用法	1後	30	演習	1		
		統計分析法	1後	30	演習	1		
		問題解決法	3前	30	演習	1		
		創造思考法	3後	30	演習	1		
	表 現 力 の	英語Ⅰ(基礎)	1前	30	演習	1	1 必修を含めて 5科目以上 5単位以上	
		英語Ⅱ(応用)	1後	30	演習	1		
		英語Ⅲ(実践)	2前	30	演習	1		
		日本語Ⅰ(読解、分析)	1前	30	演習	1		
		日本語Ⅱ(作文、論文)	1前	30	演習	1		
		日本語Ⅲ(発表、討論)	1後	30	演習	1		
	人 間 力 の	自己管理と社会規範	1前	30	演習	1	4科目 4単位	
		チームワークとリーダーシップ	2前	30	演習	1		
		地域活動と社会貢献	1前	30	演習	1		
		他者理解と信頼関係	1後	30	演習	1		
	の 社 会 力 の	基礎ゼミⅠ	1前	15	演習	1	6科目 6単位	
		基礎ゼミⅡ	1後	15	演習	1		
		総合ゼミⅠ	2前	15	演習	1		
		総合ゼミⅡ	2後	15	演習	1		
		キャリアプランニングⅠ	3前	30	演習	1		
		キャリアプランニングⅡ	3後	30	演習	1		
人 間 の 理 解	心理と行動	1前	15	講義		2	1科目以上 2単位以上	
	健康と運動	1前	15	演習		2		
	歴史と文化	2後	15	講義		2		
	生命と倫理	4後	15	講義		2		
社 会 の 理 解	社会と憲法	1前	15	講義		2	1科目以上 2単位以上	
	政治と行政	2前	15	講義		2		
	経済と政策	2前	15	講義		2		
	自然と環境	4後	15	講義		2		

別表第2 (第3条、第25条関係)

## 【児童教育専攻】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	1単位当たりの授業時間数	授業形態	必修	選択	共通開設	備考
基幹科目	人間形成論	1前	15	講義	2			【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、
	心理学概論	1前	15	講義	2			
	対人関係論	1後	15	講義	2			
	道徳教育論	1後	15	講義	2			
	教育学概論(幼・小)	1前	15	講義	2			
	教育心理学	1後	15	講義	2			
	特別支援教育論	1後	15	講義	2			
	教育行政学(幼・小・中・高)	1後	15	講義	2			
	教職概論(幼・小)	1後	15	講義	2			
展開科目	国語	2前	15	講義		2		「研究科目」から必修4科目6単位、合わせて、96単位以上を修得すること。  基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上を修得すること。  教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、それぞれの免許・資格に必要な科目を含めること。
	社会	2後	15	講義		2		
	算数	2前	15	講義		2		
	理科	2後	15	講義		2		
	音楽	2前	15	演習		2		
	図画工作	2前	15	演習		2		
	体育	2前	15	演習		2		
	体育実技Ⅰ	1後	30	実技		1	(ス)	
	体育実技Ⅱ	2前	30	実技		1	(ス)	
	体育原理	1後	15	講義		2	(ス)	
	運動学・運動方法学	2後	15	講義		2	(ス)	
	生理学・運動生理学	2前	15	講義		2	(ス)	
	衛生学・公衆衛生学	3前	15	講義		2	(ス)	
	小学校英語	2前	15	講義		2		
	英語学概論Ⅰ	1前	15	講義		2	(英)	
	英語学概論Ⅱ	1後	15	講義		2	(英)	
	英語文学概論Ⅰ	2前	15	講義		2	(英)	
	英語文学概論Ⅱ	2後	15	講義		2	(英)	
	異文化理解	2後	15	講義		2	(英)	
	初等教科教育法(国語)	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法(社会)	3後	15	講義		2		
	初等教科教育法(算数)	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法(理科)	3後	15	講義		2		
	初等教科教育法(生活)	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法(音楽)	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法(図画工作)	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法(家庭)	3後	15	講義		2		
	初等中等教科教育法(体育・保健体育)	3前	15	講義		2		
	初等教科教育法(外国語)	3後	15	講義		2		
	教育課程論(幼・小)	2前	15	講義		2		
	道徳の指導法(小・中)	2後	15	講義		2		
	総合的な学習(探究)の時間の指導法(小・中・高)	3前	15	講義		2		
	特別活動の指導法(小・中・高)	3後	15	講義		2		
教育方法論(幼)	2後	15	講義		2			
教育方法論(ICT活用を含む)	2後	15	講義		2			
生徒・進路指導の理論と方法(小・中・高)	3前	15	講義		2			
教育相談の理論と方法(幼・小・中・高)	3後	15	演習		2			
保育内容総論	2前	15	演習		1			
幼児と健康	2前	15	演習		1			
幼児と人間関係	2前	15	演習		1			
幼児と環境	2前	15	演習		1			
幼児と言葉	2前	15	演習		1			
幼児と表現A	2前	15	演習		1			
幼児と表現B	2前	15	演習		1			
保育内容(健康)の指導法	2後	15	演習		2			
保育内容(人間関係)の指導法	2後	15	演習		2			

教 育 科	保育内容（環境）の指導法	3前	15	演習	2
	保育内容（言葉）の指導法	3前	15	演習	2
	保育内容（表現A）の指導法	3前	15	演習	2
	保育内容（表現B）の指導法	3後	15	演習	2
	幼児理解の理論と方法	2後	15	講義	2
	保育原理	1後	15	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	2後	15	講義	2
	子ども家庭福祉	2後	15	講義	2
	社会福祉	2後	15	講義	2
	子ども家庭支援論	3前	15	講義	2
	子育て支援	3前	30	演習	1
	社会的養護Ⅰ	2後	15	講義	2
	子どもの保健	3前	15	講義	2
	子どもの健康と安全	3後	30	演習	1
	子どもの食と栄養	3後	15	演習	2
	乳児保育Ⅰ	3前	15	講義	2
	乳児保育Ⅱ	3後	30	演習	1
	社会的養護Ⅱ	3後	30	演習	1
	目 展 科 目	発達心理学	2後	15	講義
学校心理学		3後	15	講義	2
カウンセリング論		3前	15	講義	2
学校・学級経営		3前	15	講義	2
チーム学校論		4後	15	講義	2
音楽表現演習Ⅰ		1前	30	演習	1
音楽表現演習Ⅱ		2前	30	演習	1
造形表現演習Ⅰ		1後	30	演習	1
造形表現演習Ⅱ		2後	30	演習	1
授業実践演習		3後	30	演習	1
関 連 科 目		心理療法概論	3前	15	講義
	発育・発達論	2前	15	講義	2
	医学・スポーツ医学	2前	15	講義	2
	栄養学・スポーツ栄養学	3後	15	講義	2
	健康づくりの理論と方法	2後	15	講義	2
	スポーツ指導法	2後	15	講義	2
	運動プログラム管理	3後	15	講義	2
	生活習慣病と身体運動	3後	15	演習	2
	健康運動特講Ⅰ	3前	15	演習	2
	生涯スポーツⅠ	1前	30	実技	1
	生涯スポーツⅡ	1後	30	実技	1
	生涯スポーツⅢ	2前	30	実技	1
	English and Global Teaching	1後	15	演習	1
	英語コミュニケーションⅠ	1後	15	演習	2
英語コミュニケーションⅡ	1後	15	演習	2	
英語コミュニケーションⅢ	1後	15	演習	2	
英語コミュニケーションⅣ	1後	15	演習	1	
インターンシップⅠ	2前	30	演習	1	
インターンシップⅡ	3前	30	演習	1	
実 習 科 目	初等学校体験活動A	1前	30	実習	1
	初等中等学校体験活動A	1前	30	実習	1
	初等学校体験活動B	3後	30	実習	1
	初等中等学校体験活動B	3後	30	実習	1
	介護等体験活動	2前	30	実習	1
	初等教育実習事前事後指導	4前	30	演習	1
	初等教育実習	4前	30	実習	2
	初等中等教育実習（小・中）	4前	30	実習	2
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	3後	30	演習	1
	保育実習指導Ⅰ（施設）	3後	30	演習	1
	保育実習Ⅰ（保育所）	3後	45	実習	2
	保育実習Ⅰ（施設）	3後	45	実習	2
	保育実習指導Ⅱ	4前	30	演習	1
	保育実習Ⅱ	4前	45	実習	2
	保育実習指導Ⅲ	4前	30	演習	1
	保育実習Ⅲ	4前	45	実習	2
	保育・教職実践演習（幼）	4後	15	演習	2

	教職実践演習（小）	4後	15	演習		2	
科 研 目 究	教育学研究法Ⅰ	3前	30	演習	1		
	教育学研究法Ⅱ	3後	30	演習	1		
	卒業研究Ⅰ	4前	15	演習	2		
	卒業研究Ⅱ	4後	15	演習	2		

共通開設：（児）児童教育専攻 （ス）スポーツ教育専攻 （英）英語教育専攻

【スポーツ教育専攻】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	1単位当たりの授業時間数	授業形態	必修	選択	共通開設	備考
基幹科目	人間形成論	1前	15	講義	2			【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、
	心理学概論	1前	15	講義	2			
	対人関係論	1後	15	講義	2			
	道德教育論	1後	15	講義	2			
	教育学概論（中・高）	1前	15	講義	2			
	教育心理学	1後	15	講義	2			
	特別支援教育論	1後	15	講義	2			
	教育行政学（幼・小・中・高）	1後	15	講義	2			
教職概論（中・高）	1後	15	講義	2				
専門科目	体育実技Ⅰ	1後	30	実技	1		(児)	「研究科目」から必修4科目6単位、合わせて、96単位以上を修得すること。  基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上を修得すること。  教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、それぞれの免許・資格に必要な科目を含めること。
	体育実技Ⅱ	2前	30	実技	1		(児)	
	体育実技Ⅲ	2前	30	実技		1		
	体育実技Ⅳ	2後	30	実技		1		
	体育実技Ⅴ	2後	30	実技		1		
	体育実技Ⅵ	1後	30	実技		1		
	体育実技Ⅶ	2後	30	実技		1		
	体育原理	1後	15	講義	2		(児)	
	運動学・運動方法学	2後	15	講義	2		(児)	
	体育心理学	2前	15	講義		2		
	体育経営管理学	2後	15	講義		2		
	体育社会学	2前	15	講義		2		
	生理学・運動生理学	2前	15	講義	2		(児)	
	衛生学・公衆衛生学	3前	15	講義	2		(児)	
	学校保健（小児保健・精神保健・学校安全及び救急処置を含む）	3前	15	講義	2			
	初等中等教科教育法（体育・保健体育）	3前	15	講義		2		
	中等教科教育法Ⅰ（体育）	3前	15	講義		2		
	中等教科教育法Ⅱ（体育）	3後	15	講義		2		
	中等教科教育法Ⅲ（保健）	3前	15	講義		2		
	中等教科教育法Ⅳ（保健）	3後	15	講義		2		
	教育課程論（中・高）	2前	15	講義		2		
	道德の指導法（小・中）	2後	15	講義		2		
	総合的な学習（探究）の時間の指導法（小・中・高）	3前	15	講義		2		
	特別活動の指導法（小・中・高）	3後	15	講義		2		
	教育方法論（ICT活用を含む）	2後	15	講義		2		
	生徒・進路指導の理論と方法（小・中・高）	3前	15	講義		2		
教育相談の理論と方法（幼・小・中・高）	3後	15	演習		2			
体力測定・評価法	2後	15	講義		2			
運動部活動の指導法	3後	15	講義		2			
コーチング論	2前	15	講義		2			
トレーニング論	3前	15	講義		2			
健康管理論	2前	15	講義		2			
バイオメカニクス	2後	15	講義		2			
発展科目	発達心理学	2後	15	講義		2		
	学校心理学	3後	15	講義		2		
	カウンセリング論	3前	15	講義		2		
	学校・学級経営	3前	15	講義		2		
	チーム学校論	4後	15	講義		2		
	授業実践演習	3後	30	演習		1		
関連科目	心理療法概論	3前	15	講義		2		
	発育・発達論	2前	15	講義		2		
	医学・スポーツ医学	2前	15	講義		2		
	栄養学・スポーツ栄養学	3後	15	講義		2		
	健康づくりの理論と方法	2後	15	講義	2			
	スポーツ指導法	2後	15	講義	2			
	運動プログラム管理	3後	15	講義		2		

目	連 科 目	生活習慣病と身体運動	3後	15	演習	2		
		健康運動特講 I	3前	15	演習	2		
		生涯スポーツ I	1前	30	実技	1		
		生涯スポーツ II	1後	30	実技	1		
		生涯スポーツ III	2前	30	実技	1		
		English and Global Teaching	1後	15	演習	1		
		英語コミュニケーション I	1後	15	演習	2		
		英語コミュニケーション II	1後	15	演習	2		
		英語コミュニケーション III	1後	15	演習	2		
		英語コミュニケーション IV	1後	15	演習	1		
		インターンシップ I	2前	30	演習	1		
		インターンシップ II	3前	30	演習	1		
		実 習 科 目	初等中等学校体験活動 A	1前	30	実習	1	
			初等中等学校体験活動 B	3後	30	実習	1	
介護等体験活動	2前		30	実習	1			
健康体験実習	1前		30	実習	1			
中等教育実習事前事後指導	4前		30	演習	1			
初等中等教育実習 (小・中)	4前		30	実習	2			
中等教育実習 (中・高)	4前		30	実習	2			
教職実践演習 (中・高)	4後		15	演習	2			
健康実践演習	4前		30	演習	1			
科 研 目	教育学研究法 I		3前	30	演習	1		
	教育学研究法 II	3後	30	演習	1			
	卒業研究 I	4前	15	演習	2			
	卒業研究 II	4後	15	演習	2			

共通開設：(児) 児童教育専攻 (ス) スポーツ教育専攻 (英) 英語教育専攻

【英語教育専攻】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	1単位当たりの授業時間数	授業形態	必修	選択	共通開設	備考
基幹科目	人間形成論	1前	15	講義	2			【専門教育科目】 「基幹科目」から必修を含めて18単位以上、 「展開科目」から30単位以上、 「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、
	心理学概論	1前	15	講義	2			
	対人関係論	1後	15	講義	2			
	道德教育論	1後	15	講義	2			
	教育学概論（中・高）	1前	15	講義	2			
	教育心理学	1後	15	講義	2			
	特別支援教育論	1後	15	講義	2			
	教育行政学（幼・小・中・高）	1後	15	講義	2			
	教職概論（中・高）	1後	15	講義	2			
専門科目	英語学概論Ⅰ	1前	15	講義	2		(児)	「研究科目」から必修4科目6単位、合わせて、96単位以上を修得すること。  基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上を修得すること。  教員の免許状及び保育士の資格を取得しようとする者は、それぞれの免許・資格に必要な科目を含めること。
	英語学概論Ⅱ	1後	15	講義	2		(児)	
	第二言語習得論	2前	15	講義		2		
	英語学演習Ⅰ	3前	30	演習		1		
	英語学演習Ⅱ	3後	30	演習		1		
	英語文学概論Ⅰ	2前	15	講義	2		(児)	
	英語文学概論Ⅱ	2後	15	講義	2		(児)	
	英語文学演習Ⅰ	3前	30	演習		1		
	英語文学演習Ⅱ	3後	30	演習		1		
	Reading & VocabularyⅠ	1前	30	演習		1		
	Reading & VocabularyⅡ	1後	30	演習		1		
	Listening & SpeakingⅠ	2前	30	演習		1		
	Listening & SpeakingⅡ	2後	30	演習		1		
	WritingⅠ	3前	30	演習		1		
	WritingⅡ	3後	30	演習		1		
	Skills-Integrated English CommunicationⅠ	3前	30	演習		1		
	Skills-Integrated English CommunicationⅡ	3後	30	演習		1		
	異文化理解	2後	15	講義	2		(児)	
	中等教科教育法Ⅰ（英語）	2前	15	講義		2		
	中等教科教育法Ⅱ（英語）	2後	15	講義		2		
	中等教科教育法Ⅲ（英語）	3前	15	講義		2		
	中等教科教育法Ⅳ（英語）	3後	15	講義		2		
	教育課程論（中・高）	2前	15	講義		2		
道德の指導法（小・中）	2後	15	講義		2			
総合的な学習(探究)の時間の指導法（小・中・高）	3前	15	講義		2			
特別活動の指導法（小・中・高）	3後	15	講義		2			
教育方法論（ICT活用を含む）	2後	15	講義		2			
生徒・進路指導の理論と方法（小・中・高）	3前	15	講義		2			
教育相談の理論と方法（幼・小・中・高）	3後	15	演習		2			
発展科目	発達心理学	2後	15	講義		2		
	学校心理学	3後	15	講義		2		
	カウンセリング論	3前	15	講義		2		
	学校・学級経営	3前	15	講義		2		
	チーム学校論	4後	15	講義		2		
	授業実践演習	3後	30	演習		1		
関連科目	心理療法概論	3前	15	講義		2		
	発育・発達論	2前	15	講義		2		
	医学・スポーツ医学	2前	15	講義		2		
	栄養学・スポーツ栄養学	3後	15	講義		2		
	健康づくりの理論と方法	2後	15	講義		2		
	スポーツ指導法	2後	15	講義		2		
	運動プログラム管理	3後	15	講義		2		
	生活習慣病と身体運動	3後	15	演習		2		
	健康運動特講Ⅰ	3前	15	演習		2		
	生涯スポーツⅠ	1前	30	実技		1		

目	科	生涯スポーツⅡ	1後	30	実技	1	
		生涯スポーツⅢ	2前	30	実技	1	
	目	English and Global Teaching	1後	15	演習	1	
		英語コミュニケーションⅠ	1後	15	演習	2	
		英語コミュニケーションⅡ	1後	15	演習	2	
		英語コミュニケーションⅢ	1後	15	演習	2	
		英語コミュニケーションⅣ	1後	15	演習	1	
		インターンシップⅠ	2前	30	演習	1	
		インターンシップⅡ	3前	30	演習	1	
	実習科目		初等中等学校体験活動A	1前	30	実習	1
		初等中等学校体験活動B	3後	30	実習	1	
		介護等体験活動	2前	30	実習	1	
		中等教育実習事前事後指導	4前	30	演習	1	
		初等中等教育実習(小・中)	4前	30	実習	2	
		中等教育実習(中・高)	4前	30	実習	2	
		教職実践演習(中・高)	4後	15	演習	2	
科 研 目 究		教育学研究法Ⅰ	3前	30	演習	1	
		教育学研究法Ⅱ	3後	30	演習	1	
		卒業研究Ⅰ	4前	15	演習	2	
		卒業研究Ⅱ	4後	15	演習	2	

共通開設：(児) 児童教育専攻 (ス) スポーツ教育専攻 (英) 英語教育専攻

児童教育専攻 教育課程表 〈令和8年度 入学生〉

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	主要授業科目	1年		2年		3年		4年		共通開設	卒業要件	免許・資格関連			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			小学校	幼稚園	保育士	
基礎教育科目	情報処理法	演習	1		●									必修5科目5単位	●	●	●	
	情報活用法	演習	1			●									●	●	●	
	統計分析法	演習	1			●											●	
	問題解決法	演習	1						●								●	
	創造思考法	演習	1							●						○	●	
	表現力の養成	英語Ⅰ(基礎)	演習	1		●									必修を含めて5単位以上	●	●	●
		英語Ⅱ(応用)	演習	1			●									●	●	●
		英語Ⅲ(実践)	演習	1				○										
		日本語Ⅰ(読解、分析)	演習	1		●												●
		日本語Ⅱ(作文、論文)	演習	1		●												●
		日本語Ⅲ(発表、討論)	演習	1			●											●
	人間力の養成	自己管理と社会規範	演習	1		●									必修科目4科目4単位		○	●
		チームワークとリーダーシップ	演習	1				●									○	●
		地域活動と社会貢献	演習	1		●											○	●
		他者理解と信頼関係	演習	1			●										○	●
	社会力の養成	基礎ゼミⅠ	演習	1	☆	●									必修6科目6単位			
		基礎ゼミⅡ	演習	1	☆		●											
		総合ゼミⅠ	演習	1	☆			●										
		総合ゼミⅡ	演習	1	☆				●									
		キャリアプランニングⅠ	演習	1	☆					●								●
		キャリアプランニングⅡ	演習	1	☆						●							●
	人間の理解	心理と行動	講義	2		○									2単位以上			
		健康と運動	演習	2		○										●	●	●
		歴史と文化	講義	2					○									
		生命と倫理	講義	2									○					○
	社会の理解	社会と憲法	講義	2		○									2単位以上	●	●	○
		政治と行政	講義	2				○										
		経済と政策	講義	2				○										
自然と環境		講義	2									○					○	
基幹科目	人間形成論	講義	2		●									必修9科目18単位		○	●	
	心理学概論	講義	2		●													
	対人関係論	講義	2			●											●	
	道德教育論	講義	2			●											●	
	教育学概論(幼・小)	講義	2	☆	●											●	●	●
	教育心理学	講義	2			●										●	●	●
	特別支援教育論	講義	2			●										●	●	●
	教育行政学(幼・小・中・高)	講義	2			●										●	●	●
	教職概論(幼・小)	講義	2			●										●	●	●
	国語	講義	2				○										○	
社会	講義	2					○								○			
算数	講義	2					○								○			
理科	講義	2						○							○			
音楽	演習	2						○							○			
図画工作	演習	2							○						○			
体育	演習	2							○						○			
体育実技Ⅰ	実技	1			○							(ス)			○			
体育実技Ⅱ	実技	1				○						(ス)			○			
体育原理	講義	2			○							(ス)			○			
運動学・運動方法学	講義	2					○					(ス)			○			
生理学・運動生理学	講義	2					○					(ス)			○			
衛生学・公衆衛生学	講義	2						○				(ス)			○			
小学校英語	講義	2					○								○			
英語学概論Ⅰ	講義	2			○							(英)			○			
英語学概論Ⅱ	講義	2				○						(英)			○			

基礎教育科目から合わせて28単位以上

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	主要授業科目	1年		2年		3年		4年		共通開設	卒業要件	免許・資格関連		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			小学校	幼稚園	保育士
展開科目	英語文学概論Ⅰ	講義	2				○						(英)	30単位以上	◎		
	英語文学概論Ⅱ	講義	2					○					(英)		◎		
	異文化理解	講義	2						○				(英)		◎		
	初等教科教育法(国語)	講義	2	☆						○					●		
	初等教科教育法(社会)	講義	2								○				●		
	初等教科教育法(算数)	講義	2								○				●		
	初等教科教育法(理科)	講義	2									○			●		
	初等教科教育法(生活)	講義	2								○				●		
	初等教科教育法(音楽)	講義	2	☆							○				●		
	初等教科教育法(図画工作)	講義	2	☆							○				●		
	初等教科教育法(家庭)	講義	2									○			●		
	初等中等教科教育法(体育・保健体育)	講義	2	☆							○				●		
	初等教科教育法(外国語)	講義	2	☆								○			●		
	教育課程論(幼・小)	講義	2				○								●	●	●
	道徳の指導法(小・中)	講義	2					○							●		
	総合的な学習(探究)の時間の指導法(小・中・高)	講義	2								○				●		
	特別活動の指導法(小・中・高)	講義	2									○			●		
	教育方法論(幼)	講義	2	☆				○							●	●	○
	教育方法論(ICT活用を含む)	講義	2	☆					○						●		
	生徒・進路指導の理論と方法(小・中・高)	講義	2							○					●		
	教育相談の理論と方法(幼・小・中・高)	演習	2								○				●	●	
	保育内容総論	演習	1	☆				○								●	●
	幼児と健康	演習	1					○								●	●
	幼児と人間関係	演習	1					○								●	●
	幼児と環境	演習	1					○								●	●
	幼児と言葉	演習	1					○								●	●
	幼児と表現A	演習	1					○								○	○
	幼児と表現B	演習	1					○								○	○
	保育内容(健康)の指導法	演習	2	☆					○							●	●
	保育内容(人間関係)の指導法	演習	2	☆					○							●	●
	保育内容(環境)の指導法	演習	2	☆						○						●	●
	保育内容(言葉)の指導法	演習	2	☆							○					○	○
	保育内容(表現A)の指導法	演習	2	☆								○				○	○
保育内容(表現B)の指導法	演習	2	☆									○		○	○		
幼児理解の理論と方法	講義	2						○						●	●		
保育原理	講義	2	☆		○										●		
子ども家庭支援の心理学	講義	2						○							●		
子ども家庭福祉	講義	2						○							●		
社会福祉	講義	2						○							●		
子ども家庭支援論	講義	2							○						●		
子育て支援	演習	1								○					●		
社会的養護Ⅰ	講義	2						○							●		
子どもの保健	講義	2							○						●		
子どもの健康と安全	演習	1								○					●		
子どもの食と栄養	演習	2								○					●		
乳児保育Ⅰ	講義	2							○						●		
乳児保育Ⅱ	演習	1									○				●		
社会的養護Ⅱ	演習	1									○				●		
発展科目	発達心理学	講義	2					○							◎	○	
	学校心理学	講義	2							○				○	◎		
	カウンセリング論	講義	2							○					◎		
	学校・学級経営	講義	2							○							
	チーム学校論	講義	2									○					
	音楽表現演習Ⅰ	演習	1		○										◎	○	
	音楽表現演習Ⅱ	演習	1			○									◎	○	
造形表現演習Ⅰ	演習	1			○									◎	○		

基礎教育科目と専門教育科目を合わせて124単位以上

専門教育科目から合わせて96単位以上

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	主要授業科目	1年		2年		3年		4年		共通開設	卒業要件	免許・資格関連			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			小学校	幼稚園	保育士	
関連科目	造形表現演習Ⅱ	演習	1					○								◎	○	
	授業実践演習	演習	1	☆						○					○	◎		
	心理療法概論	講義	2						○									
	発育・発達論	講義	2				○									◎		
	医学・スポーツ医学	講義	2				○											
	栄養学・スポーツ栄養学	講義	2							○								
	健康づくりの理論と方法	講義	2					○										
	スポーツ指導法	講義	2					○										
	運動プログラム管理	講義	2								○							
	生活習慣病と身体運動	演習	2								○							
	健康運動特講Ⅰ	演習	2							○								
	生涯スポーツⅠ	実技	1		○												◎	
	生涯スポーツⅡ	実技	1			○												
	生涯スポーツⅢ	実技	1				○											
	English and Global Teaching	演習	1			○												
	英語コミュニケーションⅠ	演習	2			○												
	英語コミュニケーションⅡ	演習	2			○												
	英語コミュニケーションⅢ	演習	2			○												
	英語コミュニケーションⅣ	演習	1			○												
	インターンシップⅠ	演習	1				○											
インターンシップⅡ	演習	1						○										
実習科目	初等学校体験活A	実習	1	☆	○											◎	●	
	初等中等学校体験活動A	実習	1	☆	○											◎		
	初等学校体験活動B	実習	1	☆						○						◎	●	
	初等中等学校体験活動B	実習	1	☆						○						◎		
	介護等体験活動	実習	1	☆			○									●		
	初等教育実習事前事後指導	演習	1	☆								○				●	●	
	初等教育実習	実習	2	☆								○				◎	●	
	初等中等教育実習(小・中)	実習	2	☆								○				◎		
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習	1	☆							○							●
	保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	1	☆							○							●
	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2	☆							○							●
	保育実習Ⅰ(施設)	実習	2	☆							○							●
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	☆								○						◎
	保育実習Ⅱ	実習	2	☆								○						◎
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	☆								○						◎
	保育実習Ⅲ	実習	2	☆								○						◎
	保育・教職実践演習(幼)	演習	2	☆									○				●	●
	教職実践演習(小)	演習	2	☆									○				●	
研究科目	教育学研究法Ⅰ	演習	1	☆						●								
	教育学研究法Ⅱ	演習	1	☆							●							
	卒業研究Ⅰ	演習	2	☆								●						
	卒業研究Ⅱ	演習	2	☆									●					

10単位以上

6単位

卒業要件及び履修方法

基礎教育科目においては、  
「思考力の養成」から必修5科目5単位、  
「表現力の養成」から必修を含めて5科目5単位以上、  
「人間力の養成」から必修4科目4単位、  
「社会力の養成」から必修6科目6単位、  
「人間の理解」から2単位以上、  
「社会の理解」から2単位以上、合わせて28単位以上を修得すること。

専門教育科目においては、  
「基幹科目」から必修9科目18単位、  
「展開科目」から30単位以上、  
「発展科目」及び「関連科目」から合わせて10単位以上、  
「研究科目」から必修4科目6単位、合わせて96単位以上を修得すること。

基礎教育科目と専門教育科目を合わせて、124単位以上を修得すること。

スポーツ教育専攻 教育課程表 〈令和8年度 入学生〉

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	主要授業科目	1年		2年		3年		4年		共通開設	卒業要件	免許・資格関連		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			中学(保体)	高校(保体)	
基礎教育科目	思考力の養成	情報処理法	演習	1		●								必修5科目5単位	●	●	
		情報活用法	演習	1			●								●	●	
		統計分析法	演習	1			●										
		問題解決法	演習	1					●								
		創造思考法	演習	1						●							
	表現力の養成	英語Ⅰ(基礎)	演習	1		●								必修を含めて5単位以上	●	●	
		英語Ⅱ(応用)	演習	1			●								●	●	
		英語Ⅲ(実践)	演習	1				○									
		日本語Ⅰ(読解、分析)	演習	1		●											
		日本語Ⅱ(作文、論文)	演習	1		●											
		日本語Ⅲ(発表、討論)	演習	1			●										
	人間力の養成	自己管理と社会規範	演習	1		●								必修科目4科目4単位			
		チームワークとリーダーシップ	演習	1			●										
		地域活動と社会貢献	演習	1		●											
		他者理解と信頼関係	演習	1			●										
	社会力の養成	基礎ゼミⅠ	演習	1	☆	●								必修6科目6単位			
		基礎ゼミⅡ	演習	1	☆		●										
		総合ゼミⅠ	演習	1	☆			●									
		総合ゼミⅡ	演習	1	☆				●								
		キャリアプランニングⅠ	演習	1	☆					●							
		キャリアプランニングⅡ	演習	1	☆						●						
	人間の理解	心理と行動	講義	2		○								2単位以上		●	
		健康と運動	演習	2		○									●	●	
		歴史と文化	講義	2				○									
		生命と倫理	講義	2								○					
	社会の理解	社会と憲法	講義	2		○								2単位以上	●	●	
		政治と行政	講義	2				○									
		経済と政策	講義	2				○									
		自然と環境	講義	2								○					
	基幹科目	人間形成論	講義	2		●								必修9科目18単位			
心理学概論		講義	2		●												
対人関係論		講義	2			●											
道德教育論		講義	2			●											
教育学概論(中・高)		講義	2	☆	●								●		●		
教育心理学		講義	2			●							●		●		
特別支援教育論		講義	2			●							●		●		
教育行政学(幼・小・中・高)		講義	2			●							●		●		
教職概論(中・高)		講義	2			●							●		●		
体育実技Ⅰ		実技	1	☆		●						(児)	●		●		
体育実技Ⅱ		実技	1	☆			●					(児)	●		●		
体育実技Ⅲ		実技	1				○						◎		○		
体育実技Ⅳ		実技	1					○					◎		○		
体育実技Ⅴ		実技	1						○				●		●		
体育実技Ⅵ	実技	1			○							●	●				
体育実技Ⅶ	実技	1					○					◎	○				
体育原理	講義	2	☆		●						(児)	●	●				
運動学・運動方法学	講義	2	☆				●				(児)	●	●				
体育心理学	講義	2				○						●	●				
体育経営管理学	講義	2						○				◎	○				
体育社会学	講義	2					○					●	●				
生理学・運動生理学	講義	2	☆			●					(児)	●	●				
衛生学・公衆衛生学	講義	2	☆					●			(児)	●	●				
学校保健(小児保健・精神保健・学校安全及び救急処置を含む)	講義	2						●				●	●				

基礎教育科目から合わせて28単位以上

基礎教育科目と専門教

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	主要授業科目	1年		2年		3年		4年		共通開設	卒業要件	免許・資格関連				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			中学(保体)	高校(保体)			
専門教育科目	展開科目	初等中等教科教育法(体育・保健体育)	講義	2	☆					○				30単位以上	育科目を合わせて124単位以上	◎			
		中等教科教育法Ⅰ(体育)	講義	2	☆					○						◎	●		
		中等教科教育法Ⅱ(体育)	講義	2	☆						○					●	●		
		中等教科教育法Ⅲ(保健)	講義	2	☆					○						●	●		
		中等教科教育法Ⅳ(保健)	講義	2	☆						○					●	●		
		教育課程論(中・高)	講義	2				○									●	●	
		道德の指導法(小・中)	講義	2					○								●	●	
		総合的な学習(探究)の時間の指導法(小・中・高)	講義	2						○							●	●	
		特別活動の指導法(小・中・高)	講義	2							○						●	●	
		教育方法論(ICT活用を含む)	講義	2						○							●	●	
		生徒・進路指導の理論と方法(小・中・高)	講義	2							○						●	●	
		教育相談の理論と方法(幼・小・中・高)	演習	2								○					●	●	
		体力測定・評価法	講義	2							○						◎	◎	
		運動部活動の指導法	講義	2								○					◎	◎	
		コーチング論	講義	2							○						◎	○	
トレーニング論	講義	2								○			◎	○					
健康管理論	講義	2							○				◎	○					
バイオメカニクス	講義	2								○			◎	○					
専門教育科目	発展科目	発達心理学	講義	2						○				10単位		◎	◎		
		学校心理学	講義	2							○					○	○		
		カウンセリング論	講義	2							○								
		学校・学級経営	講義	2								○							
		チーム学校論	講義	2									○						
		授業実践演習	演習	1								○					◎	◎	
専門教育科目	関連科目	心理療法概論	講義	2						○									
		発育・発達論	講義	2					○										
		医学・スポーツ医学	講義	2					○										
		栄養学・スポーツ栄養学	講義	2								○							
		健康づくりの理論と方法	講義	2						●									
		スポーツ指導法	講義	2							●								
		運動プログラム管理	講義	2								○							
		生活習慣病と身体運動	演習	2								○							
		健康運動特講Ⅰ	演習	2								○							
		生涯スポーツⅠ	実技	1					○										
		生涯スポーツⅡ	実技	1						○									
		生涯スポーツⅢ	実技	1							○								
		English and Global Teaching	演習	1							○								
		英語コミュニケーションⅠ	演習	2							○								
		英語コミュニケーションⅡ	演習	2								○							
英語コミュニケーションⅢ	演習	2								○									
英語コミュニケーションⅣ	演習	1								○									
インターンシップⅠ	演習	1								○									
インターンシップⅡ	演習	1									○								
専門教育科目	実習科目	初等中等学校体験活動A	実習	1	☆	○										●			
		初等中等学校体験活動B	実習	1	☆							○				●			
		介護等体験活動	実習	1	☆				○							●			
		健康体験実習	実習	1	☆	○													
		中等教育実習事前事後指導	演習	1	☆							○				●	●		
		初等中等教育実習(小・中)	実習	2	☆							○				◎			
		中等教育実習(中・高)	実習	2	☆								○			◎	●		
		教職実践演習(中・高)	演習	2	☆								○			●	●		
健康実践演習	演習	1	☆								○								
専門教育科目	研究	教育学研究法Ⅰ	演習	1	☆						●			6単					
		教育学研究法Ⅱ	演習	1	☆							●							

科目 区分	授業科目の名称	授業 形態	単位 数	主要 授業 科目	1年		2年		3年		4年		共通 開設	卒業 要件			免許・資格関連	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		単位			中学(保体)	高校(保体)
科目	卒業研究 I	演習	2	☆							●		単位					
	卒業研究 II	演習	2	☆							●							
卒業要件及び履修方法																		
<p>基礎教育科目においては、  「思考力の養成」から必修5科目5単位、  「表現力の養成」から必修を含めて5科目5単位以上、  「人間力の養成」から必修4科目4単位、  「社会力の養成」から必修6科目6単位、  「人間の理解」から2単位以上、  「社会の理解」から2単位以上、合わせて28単位以上を修得すること。</p> <p>専門教育科目においては、  「基幹科目」から必修を含めて9科目18単位、  「展開科目」から30単位以上、  「発展科目」及び「関連科目」から10単位以上、  「研究科目」から必修4科目6単位、合わせて96単位以上を修得すること。  基礎教育科目と専門教育科目を合わせて、124単位以上を修得すること。</p>																		

●…必修    ◎…選択必修    ○…選択

英語教育専攻 教育課程表 〈令和8年度 入学生〉

科目区分	授業科目の名称	授業形態	単位数	主要授業科目	1年		2年		3年		4年		共通開設	卒業要件	免許・資格関連			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			中学(英語)	高校(英語)		
基礎教育科目	情報処理法	演習	1		●									必修5科目5単位	●	●		
	情報活用法	演習	1			●									●	●		
	統計分析法	演習	1			●												
	問題解決法	演習	1						●									
	創造思考法	演習	1							●								
	表現力の養成	英語Ⅰ(基礎)	演習	1		●									必修を含めて5単位以上	●	●	
		英語Ⅱ(応用)	演習	1			●									●	●	
		英語Ⅲ(実践)	演習	1				○										
		日本語Ⅰ(読解、分析)	演習	1		●												
		日本語Ⅱ(作文、論文)	演習	1		●												
		日本語Ⅲ(発表、討論)	演習	1			●											
	人間力の養成	自己管理と社会規範	演習	1		●									必修科目4科目4単位			
		チームワークとリーダーシップ	演習	1			●											
		地域活動と社会貢献	演習	1		●												
		他者理解と信頼関係	演習	1			●											
	社会力の養成	基礎ゼミⅠ	演習	1	☆	●									必修6科目6単位			
		基礎ゼミⅡ	演習	1	☆		●											
		総合ゼミⅠ	演習	1	☆			●										
		総合ゼミⅡ	演習	1	☆				●									
		キャリアプランニングⅠ	演習	1	☆					●								
		キャリアプランニングⅡ	演習	1	☆						●							
	人間の理解	心理と行動	講義	2		○									2単位以上			
		健康と運動	演習	2		○										●	●	
		歴史と文化	講義	2				○										
		生命と倫理	講義	2								○						
	社会の理解	社会と憲法	講義	2		○									2単位以上	●	●	
		政治と行政	講義	2				○										
		経済と政策	講義	2					○									
自然と環境		講義	2								○							
基幹科目	人間形成論	講義	2		●									必修9科目18単位				
	心理学概論	講義	2		●													
	対人関係論	講義	2			●												
	道德教育論	講義	2			●												
	教育学概論(中・高)	講義	2	☆	●											●	●	
	教育心理学	講義	2			●										●	●	
	特別支援教育論	講義	2			●										●	●	
	教育行政学(幼・小・中・高)	講義	2			●										●	●	
	教職概論(中・高)	講義	2			●										●	●	
	英語学概論Ⅰ	講義	2	☆	●								(児)			●	●	
	英語学概論Ⅱ	講義	2	☆		●							(児)			●	●	
	第二言語習得論	講義	2				○									●	●	
	英語学演習Ⅰ	演習	1					○								○	○	
	英語学演習Ⅱ	演習	1						○							○	○	
英語文学概論Ⅰ	講義	2	☆			●						(児)		●	●			
英語文学概論Ⅱ	講義	2	☆				●					(児)		●	●			
英語文学演習Ⅰ	演習	1						○						○	○			
英語文学演習Ⅱ	演習	1							○					○	○			
Reading & VocabularyⅠ	演習	1	☆	○										●	●			
Reading & VocabularyⅡ	演習	1	☆		○									●	●			
Listening & SpeakingⅠ	演習	1	☆			○								●	●			
Listening & SpeakingⅡ	演習	1	☆				○							●	●			
展開科	WritingⅠ	演習	1	☆				○						30単位	●	●		
	WritingⅡ	演習	1	☆					○						●	●		

基礎教育科目から合わせて28単位以上

基礎教育科目と専門教育科目を合計



科目 区分	授業科目の名称	授業 形態	単位 数	主要 授業 科目	1年		2年		3年		4年		共通 開設	卒業 要件	免許・資格関連	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			中学(英語)	高校(英語)
卒業要件及び履修方法																
<p>基礎教育科目においては、  「思考力の養成」から必修5科目5単位、  「表現力の養成」から必修を含めて5科目5単位以上、  「人間力の養成」から必修4科目4単位、  「社会力の養成」から必修6科目6単位、  「人間の理解」から2単位以上、  「社会の理解」から2単位以上、合わせて28単位以上を修得すること。</p> <p>専門教育科目においては、  「基幹科目」から必修を含めて9科目18単位、  「展開科目」から30単位以上、  「発展科目」及び「関連科目」から10単位以上、  「研究科目」から必修4科目6単位、合わせて96単位以上を修得すること。  基礎教育科目と専門教育科目を合わせて、124単位以上を修得すること。</p>																

●…必修    ◎…選択必修    ○…選択